

出生届の提出

担当：市民課 TEL66-1111

出生した日から14日以内に、父親または母親が届出します。(中津事務所を除く)
持ち物は、出生届(出生証明書)、印鑑、母子健康手帳です。

◆届出先◆

名称	所在地	電話番号
市民課(市庁舎)	かやの木町2-1	66-1111
山口総合事務所	山口1616-3	75-2126
坂下総合事務所	坂下1665-5	75-2111
川上総合事務所	川上1437-1	74-2111
加子母総合事務所	加子母3519-2	79-2111
付知総合事務所	付知町4956-43	82-2111
福岡総合事務所	福岡714-2	72-2111
蛭川総合事務所	蛭川2178-8	45-2211
苗木事務所	苗木7516-1	66-1301
坂本事務所	千旦林1197-10	68-2001
落合事務所	落合728-2	69-3201
阿木事務所	阿木33	63-2001
神坂事務所	神坂294-2	69-4111

出産育児一時金

担当：国民健康保険課 TEL66-1111

お子さんを出産される時、従来は出産費用を事前に用意しなくてはなりませんでした。出産育児一時金の直接支払制度の実施により、事前に用意しなくても安心して出産できるようになりました。詳しくは、各医療保険者(保険証の発行元)または医療機関等にご確認ください。



赤ちゃん文庫

担当：健康医療課 TEL66-1111

健診や相談・予防接種などの待ち時間や保健センターの利用時間内に、いつでも気軽に親子で絵本に親しむことができるよう、「赤ちゃん文庫」を設置しています。

絵本を通して親子で触れ合うなかで、子育ての楽しさや親子の絆の大切さを感じていただけたらと思います。

・・・「赤ちゃん文庫」設置施設は・・・

◆中津川市健康福祉会館保健センター

◆福岡保健センター

◆坂下健康福祉会館「あおぞら」保健センター

◆付知福祉センター



こんにちは赤ちゃん事業

担当：健康医療課 TEL66-1111

赤ちゃんの健やかな成長と、保護者の皆さんの健康と楽しい子育てを応援するために「こんにちは赤ちゃん事業」を行っています。

赤ちゃんが生まれたご家庭を訪問し、お母さんの心配や悩みを聞いて相談にのったり、子育てに関する情報提供を行います。

訪問には保健師又は助産師が伺わせていただきます。お子さんのことで心配なこと、子育てのことでわからないことがありましたら、お気軽にご相談ください。





乳幼児の健康診査等

担当：健康医療課 TEL66-1111

※健診等の日程は「子育てマイページ（携帯版）」をご覧ください。

<http://genki.bnnet.jp/kosodate.html> ⇒ [乳幼児健診・相談](#)



健診名	内容	持ち物など
3か月児健診	身体測定、内科診察、離乳食・絵本・発達の話、保健相談、集団遊び	母子健康手帳、おたずね等（OH!MY CHILD）、バスタオル1枚、※すくすく帳（お持ちの方）
6か月児相談	身体測定、集団遊び、離乳食・歯の話、保健・栄養相談	同上 
1歳児相談 ・離乳完了期栄養相談	身体測定、集団遊び、歯みがき指導、保護者のお口の細菌観察、発達の話、保健・栄養相談	同上
1歳6か月児健診	身体測定、集団遊び、内科・歯科診察、発達の話、歯みがき指導、保健・栄養相談 ※フッ素塗布（希望する方）	母子健康手帳、おたずね等（OH!MY CHILD）、歯ブラシ・コップ・タオル ※フッ素塗布料500円
2歳児歯科健診 2歳児相談	身体測定、集団遊び、親子の歯科診察、歯みがき指導、発達の話、保健・栄養相談 ※フッ素塗布（希望する方）	同上 
3歳児健診	身体測定、集団遊び、内科・歯科診察、尿検査、発達の話、歯みがき指導、保健・栄養相談、絵本の読み聞かせ ※フッ素塗布（希望する方）	同上 視聴覚のアンケート 尿等（対象の方に通知書を送付） ※フッ素塗布料500円
はみがき教室	歯みがき指導、歯科・栄養相談 ※フッ素塗布（希望する方）	母子健康手帳、歯ブラシ・コップ・タオル ※フッ素塗布料500円
乳幼児なんでも相談	身体測定、保健・栄養相談	母子健康手帳、バスタオル1枚

乳幼児の予防接種

担当：健康医療課 TEL66-1111

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした、病気に対する抵抗力（免疫）は、生後3か月～12か月までに、自然に失われるため、この時期を過ぎると感染症にかかる可能性が高くなります。

そのため、赤ちゃんは自分自身で免疫をつくり、病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。成長してきた赤ちゃんへの次のプレゼントとして、必要なワクチンを最適なタイミングで接種しましょう。



◆定期予防接種（費用は市が全額助成）◆

ワクチンの種類	接種開始時期の目安	接種回数	接種の受け方
BCG	6か月頃	1回	集団接種 (各地区会場)
ヒブ感染症	2か月	4回	個別接種 (実施医療機関)
小児肺炎球菌	2か月	4回	
4種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）	3か月	4回	
日本脳炎	1期：3歳 ・ 2期：9歳	3回	
麻しん・風しん混合	1期：1歳 2期：年長児になったら	2回	
水痘（水ぼうそう）	1歳	2回	
B型肝炎	2か月	3回	

※詳細は「乳幼児の保健行事年間予定表」、中津川市公式ホームページ、子育てマイページ（携帯版）をご覧ください。

◆任意予防接種（保護者の判断）◆

インフルエンザ※、おたふくかぜ、ロタウイルス等接種費用は全額自己負担になります。

※満1歳～中学3年生は、期間限定（秋冬）で接種費用の公費助成があります。詳しくはお問合せください。

◆予防接種の間隔◆

ワクチンの種類		他の予防接種を受けるまでの間隔
生ワクチン	BCG、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ、ロタウイルス	4週間以上あける
不活化ワクチン	4種混合、日本脳炎、ヒブ、小児肺炎球菌、インフルエンザ、B型肝炎	1週間以上あける

◆予防接種を受ける前に確認しましょう◆

- ①体調はいいですか？ ②母子手帳とOH! MY CHILDの予診票はお持ちですか？
- ③最近受けた予防接種との間隔は大丈夫ですか？
- ④1ヶ月以内に、水ぼうそうやおたふくかぜ、はしかなどの感染症にかかっていませんか？

海外渡航や進学、就職の際に接種しているか確認されることがあります。定期予防接種は自費で受けると、5千円～1万円/回程度かかります。無料で受けられる乳幼児のうちに接種しましょう。

未熟児養育医療制度

担当：障害援護課 Tel66-1111

身体の発達が未熟なままで生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児に、必要な医療費を公費で負担する制度です。

※養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。

対象者	給付の対象となる費用	自己負担金について
所定の診断書にて、医師が入院治療を認めた中津川市に住所を有する乳児	<ul style="list-style-type: none">・診察・薬剤または治療材料の支給・医学的処置、手術及びその他の治療・病院又は診療所への入院、その療養に伴う世話その他の看護・移送	世帯の所得税額に応じて自己負担金が発生する場合があります。 自己負担金の支払いは、後日、市からの請求に基づきお支払いをいただきます。

福祉医療費助成制度

担当：障害援護課 Tel66-1111

乳幼児等医療費助成

対象者：入院・通院ともに0～15歳
所得制限：なし
助成額：保険診療分の自己負担額
助成期間：認定日の属する月の初日（認定日が誕生月に属する、又は出生後30日以内である場合は、誕生日）から15歳に達した日以後における最初の3月31日まで

重度心身障害者医療費助成

対象者：身体障害者手帳1～4級所持者
療育手帳A1、A2、B1、B2所持者
精神福祉手帳1～2級所持者
所得制限：あり
助成額：保険診療分の自己負担額
助成期間：認定日～
【助成期間中は毎年9月30日で更新】

父子家庭医療費助成

対象者：18歳未満児を扶養する配偶者のいない父とその児童
所得制限：あり
助成額：保険診療分の自己負担額
助成期間：（父）認定日～末子が18歳に達する年度末又は婚姻日まで
（児童）認定日～満18歳に達する年度末まで
【助成期間中は毎年9月30日で更新】

母子家庭等医療費助成

対象者：18歳未満児を扶養する配偶者のいない母とその児童
父母のいない18歳未満児
所得制限：あり
助成額：保険診療分の自己負担額
助成期間：（母）認定日～末子が18歳に達する年度末又は婚姻日まで
（児童）認定日～満18歳に達する年度末まで
【助成期間中は毎年9月30日で更新】



児童手当、児童扶養手当、障害者(児)手当

担当：障害援護課 Tel66-1111

◆児童手当◆

支給となる児童・・・満15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童

年 齢		月 額
0～3歳未満		15,000円
3歳～小学校修了前(12歳到達後最初の3月31日まで)	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
小学校修了後～中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)		10,000円
所得制限対象者		5,000円

※第何子にあたるかは、養育されている18歳到達後最初の3月31日までの児童を含めて数えます。

扶養親族数	所得制限限度額
0人	622万
1人	660万
2人	698万
それ以降	1人につき38万増

所得制限限度額の対象は、受給者の所得額です。

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合、上記の限度額に、老人控除対象配偶者または老人扶養親族一人につき6万円を加えて計算します。

◆児童扶養手当◆

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の、生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

対 象 者	支 給 月 額	支 給 時 期
父母の離婚、父または母の死亡などによってひとり親家庭となった方や、父または母が重度の障害のある方などで、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護又は養育している方。 ※所得による支給の制限があります。	児童1人のとき 42,500円～10,030円 児童2人のとき 10,040円～5,020円加算 児童3人以上のとき 第3子以降1人につき 6,020円～3,010円加算	4月、8月、12月にそれぞれの前4か月分が支給されます。 ※認定された受給者の方は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。

◆障害者(児)手当◆

担当：障害援護課 Tel66-1111

手当の種類	受 給 資 格	制 限
特別児童扶養手当	身体障害者手帳1～3級及び4級の一部療育手帳A1～B1 概ね左記の障害の程度に該当する、20歳未満で在宅の児童を養育している方。	所得制限あり
障害児福祉手当	重度の障害を有することにより、日常生活において常時の介助が必要となる20歳未満で在宅の方。	所得制限あり
心身障害児福祉手当	特別児童扶養手当の受給対象児童のうち、障害児福祉手当の対象要件に該当しない児童を養育している方。	所得制限なし

母子父子寡婦(ひとり親家庭)福祉資金貸付

担当：福祉相談室 Tel66-1111

◆事業、就業や就学に関する貸付◆

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、修学資金、就学支度資金、修業資金

◆生活に関する貸付◆

生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、医療介護資金

※上記以外にも、就業のための給付もありますのでお問い合わせください。

就学援助等

◆就学援助◆ 担当：学校教育課 Tel66-1111

経済的理由によって就学困難と認められる小・中学校の児童及び生徒の学用品・給食費等を支援する制度です。学校を通じ申請し、学校長の報告に基づき、教育委員会が認定します。

1. 認定基準

- ①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止。
- ②市町村民税の非課税。
- ③児童扶養手当の受給者。
- ④保護者の職業が不安定で、生活状態が極めて悪いと認められる者。
- ⑤その他、保護者の死亡や、災害があった場合など、特別な事情があると認められた場合。

2. 支給経費

- ①学用品 ②通学用品費 ③校外活動費 ④新入学児童・生徒学用品費等
- ⑤修学旅行費 ⑥学校給食費

◆奨学資金貸付◆ 担当：教育企画課 Tel66-1111

貸与資格…主な生活の本拠が市内にあり、高校・高専・短大・大学に在学する者に資金の貸出をします。

貸与額（年額）…高校・高専 36万円以内、短大・大学 60万円以内

償還方法…卒業後、貸与期間の2倍の年数以内で償還

高校生遠距離バス通学補助

担当：定住推進課 Tel66-1111

◆バス通学定期券を購入した高校生の保護者（市内居住者）に、購入金額のうち、1か月あたり1万円を差し引いた額の1/2を助成します。